

四半期報告書

(第35期第3四半期)

自 平成21年9月1日

至 平成21年11月30日

株式会社ローソン

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 販売実績	3
2 事業等のリスク	8
3 経営上の重要な契約等	8
4 財政状態及び経営成績の分析	8

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	11
(2) 新株予約権等の状況	12
(3) ライツプランの内容	19
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	19
(5) 大株主の状況	20
(6) 議決権の状況	21

2 株価の推移

3 役員の状況

第5 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	23
(2) 四半期連結損益計算書	25
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	27

2 その他

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年1月14日
【四半期会計期間】	第35期第3四半期（自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日）
【会社名】	株式会社ローソン
【英訳名】	LAWSON, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新浪 剛
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎1丁目11番2号
【電話番号】	03(5435)1880
【事務連絡者氏名】	財務経理ステーションディレクター 高西 朋貴
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎1丁目11番2号
【電話番号】	03(5435)1880
【事務連絡者氏名】	財務経理ステーションディレクター 高西 朋貴
【縦覧に供する場所】	株式会社ローソン 本社 （東京都品川区大崎1丁目11番2号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第35期 第3四半期連結 累計期間	第35期 第3四半期連結 会計期間	第34期
会計期間	自平成21年 3月1日 至平成21年 11月30日	自平成21年 9月1日 至平成21年 11月30日	自平成20年 3月1日 至平成21年 2月28日
チェーン全店売上高（百万円）	1,252,727	411,985	1,558,781
営業総収入（百万円）	339,656	113,059	349,476
経常利益（百万円）	43,435	13,664	48,787
四半期（当期）純利益（百万円）	23,020	6,992	25,306
純資産額（百万円）	—	211,486	203,178
総資産額（百万円）	—	441,973	436,171
1株当たり純資産額（円）	—	2,054.96	1,983.36
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	232.13	70.50	255.22
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	231.94	70.45	254.99
自己資本比率（％）	—	46.1	45.1
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	40,868	—	51,717
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△31,048	—	△15,647
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△22,286	—	△14,911
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	—	71,515	83,981
従業員数（人）	—	5,309	5,186

（注）チェーン全店売上高、営業総収入には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、事業の異動を伴う主要な関係会社の異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年11月30日現在

従業員数（人）	5,309（9,807）
---------	--------------

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員を含む）は当第3四半期連結会計期間の平均人員数（ただし、1日勤務時間8時間換算による）を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年11月30日現在

従業員数（人）	3,494（3,510）
---------	--------------

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員を含む）は当第3四半期会計期間の平均人員数（ただし、1日勤務時間8時間換算による）を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【販売実績】

当社グループは、CVS（コンビニエンスストア）事業を主な事業内容とし、関連するチケット販売事業、電子商取引事業、金融サービス関連事業、コンサルティング事業を営んでおります。

下記販売の実績は、CVS事業に係るものであります。

a 地域別売上状況（直営店）

地域別	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日)		備考
	売上高 (百万円)	構成比率 (%)	
北海道	375	0.7	札幌北10条店他9店
青森県	47	0.1	青森青葉店他1店
岩手県	56	0.1	盛岡下太田店他1店
宮城県	965	1.8	仙台長町南店他27店
秋田県	49	0.1	秋田八橋大畑店
山形県	87	0.2	山形警察署前他1店
福島県	34	0.1	郡山西ノ内二丁目店
茨城県	249	0.5	水戸堀町店他6店
栃木県	58	0.1	宇都宮東宿郷四丁目店
群馬県	71	0.1	高崎上中居店他1店
埼玉県	1,884	3.5	与野下落合店他46店
千葉県	2,885	5.2	西千葉店他68店
東京都	20,189	37.2	四谷左門町店他407店
神奈川県	7,875	14.5	横浜市民病院前店他158店
新潟県	61	0.1	新潟駅南店
富山県	46	0.1	富山布瀬町店
石川県	58	0.1	金沢本多町三丁目店
福井県	92	0.2	福井サン二の宮通店他1店
山梨県	37	0.1	甲府上阿原店
長野県	123	0.2	長野善光寺下店他2店
岐阜県	485	0.9	岐阜西荘店他10店
静岡県	614	1.1	静岡南安倍店他14店
愛知県	4,524	8.3	豊国通店他109店
三重県	184	0.3	鈴鹿南玉垣店他4店
滋賀県	208	0.4	大萱一丁目店他2店
京都府	1,765	3.2	京都駅前店他39店
大阪府	7,242	13.3	上本町三丁目店他153店
兵庫県	2,298	4.2	本多聞三丁目店他54店

地域別	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)		備考
	売上高 (百万円)	構成比率 (%)	
奈良県	100	0.2	新大宮駅前店他2店
和歌山県	96	0.2	J R和歌山駅前店他1店
島根県	53	0.1	松江西津田一丁目店
岡山県	83	0.2	岡山厚生町一丁目店他1店
広島県	175	0.3	広島寺町店他2店
徳島県	61	0.1	徳島中吉野町店
香川県	30	0.1	—
愛媛県	90	0.2	松山東石井六丁目店他1店
高知県	39	0.1	高知南川添店
福岡県	506	0.9	小倉清水二丁目店他7店
佐賀県	148	0.3	鳥栖養父町店他2店
長崎県	36	0.1	大村古賀島町店
熊本県	58	0.1	熊本八王寺町店
大分県	45	0.1	大分米良バイパス店
宮崎県	54	0.1	宮崎永楽町店
鹿児島県	53	0.1	鹿児島東谷山三丁目店
沖縄県	62	0.1	浦添内間四丁目店
合計	54,274	100.0	

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

b 地域別売上状況（加盟店）

地域別	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日)	
	売上高（百万円）	構成比率（%）
北海道	18,075	5.1
青森県	7,067	2.0
岩手県	6,033	1.7
宮城県	5,898	1.6
秋田県	5,907	1.6
山形県	2,072	0.6
福島県	3,671	1.0
茨城県	3,777	1.1
栃木県	4,238	1.2
群馬県	2,413	0.7
埼玉県	13,491	3.8
千葉県	12,037	3.3
東京都	40,084	11.2
神奈川県	22,460	6.3
新潟県	3,746	1.0
富山県	4,317	1.2
石川県	3,565	1.0
福井県	4,042	1.1
山梨県	2,522	0.7
長野県	4,538	1.3
岐阜県	4,082	1.1
静岡県	6,409	1.8
愛知県	14,014	3.9
三重県	3,564	1.0
滋賀県	4,797	1.3
京都府	8,912	2.5
大阪府	34,577	9.7
兵庫県	21,748	6.1
奈良県	3,747	1.0
和歌山県	4,909	1.4
鳥取県	4,182	1.2

地域別	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日)	
	売上高 (百万円)	構成比率 (%)
島根県	3,880	1.1
岡山県	5,031	1.4
広島県	5,626	1.6
山口県	4,075	1.1
徳島県	4,182	1.2
香川県	3,867	1.1
愛媛県	6,211	1.7
高知県	2,338	0.7
福岡県	15,022	4.2
佐賀県	2,110	0.6
長崎県	3,346	0.9
熊本県	3,254	0.9
大分県	5,588	1.6
宮崎県	2,844	0.8
鹿児島県	3,879	1.1
沖縄県	5,541	1.5
合計	357,711	100.0

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

c 商品別売上状況（直営店）

商品別	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日)	
	売上高（百万円）	構成比率（%）
加工食品	24,834	45.8
ファストフード	7,800	14.4
日配食品	16,075	29.6
非食品	5,563	10.2
合計	54,274	100.0

（注）上記金額には消費税等は含まれておりません。

d 商品別売上状況（加盟店）

商品別	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日)	
	売上高（百万円）	構成比率（%）
加工食品	198,190	55.4
ファストフード	74,022	20.7
日配食品	42,239	11.8
非食品	43,258	12.1
合計	357,711	100.0

（注）上記金額には消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成21年11月19日付でなされた取締役会決議に基づき、当社グループ全体の更なる経営効率化と競争力強化を目的として、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社九九プラスを株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結いたしました。詳細は、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 追加情報」に記載のとおりであります。

4 【財政状態及び経営成績の分析】

(1)業績の状況

当第3四半期連結会計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日までの3カ月間）におけるわが国経済は、経済対策の効果などにより一部に持ち直しの動きがみられたものの、雇用不安や所得減少に対する懸念から、消費者の生活防衛意識は高く、またデフレの動向が見られるなど、依然として厳しい状況が続きました。

加えて、t a s p o（たばこ自動販売機対応の成人識別ICカード）の稼動から一年以上経過したことや、天候不順が続いたことなどにより、CVS（コンビニエンスストア）業界においては厳しい環境となりました。

このような状況の中で当社は、企業理念「私たちは“みんなと暮らすマチ”を幸せにします。」の具現化を目指し、CVS事業及びその他の事業を通じたCS（お客さま満足）の向上を実現するための施策を実行いたしました。

当第3四半期連結会計期間の業績につきましては、営業総収入は1,130億5千9百万円、経常利益は136億6千4百万円、四半期純利益は69億9千2百万円となりました。

（CVS事業）

当第3四半期連結会計期間における商品戦略及びサービス、店舗運営、店舗開発などの状況については以下のとおりです。

商品面につきましては、9月にデザートの新ブランド「Uchi Café SWEETS（ウチカフェスイーツ）」を立ち上げ、「プレミアムロールケーキ」など純生クリームを使用した商品を開発し、お客さまから多くのご支持をいただきました。また、調理麺につきましては、パスタをリニューアルし、真空押し出し製法を採用した専門店同様の本格的な生パスタをお客さまにご提供いたしました。

また、お客さまの生活防衛を支援すべく、「ローソンストア100」を中心に展開しているPB（自主企画）商品のVL（バリューライン）シリーズを「ローソン」においても拡大して展開いたしました。特に、「105円惣菜」及び「105円サラダ」は、他の商品との買い合わせによりお客さまから高いご支持をいただきました。一方で、価格と比較して付加価値の高い「驚き」のある商品開発にも継続的に取り組みました。

販売促進面につきましては、「秋のリラックマフェア」など、効果の高い施策を優先的に実施し、お客さまからご好評をいただきました。

サービスにつきましては、ATM（現金自動預入支払機）の導入を推進し、その設置台数は6,730台となりました。また、会員カードである「マイローソンポイント」と「ローソンパス」（以下「ポイントカード」という。）につきましては、ボーナスポイント対象商品を拡大するなど、ポイントカード会員のお客さまに向けた販売施策に注力いたしました。その結果、平成21年11月30日現在のポイントカード会員数の合計は1,080万人となり、お客さまから高いご支持をいただきました。なお、平成22年春から、株式会社ロイヤリティマーケティングが発行・運営・管理する共通ポイントプログラム「P o n t a（ポンタ）」に参画することにより、お客さまにとってより利便性の高い魅力的なサービスの提供に努めてまいります。

店舗運営につきましては、新発注システム導入に伴い、お客さま起点の商品発注の考え方に基づいた店舗指導を行いました。

出店につきましては、当社グループ独自の出店基準を厳守し、関東・中部・近畿などの大都市圏に出店を集中し、高収益の見込める店舗開発に努めました。

[店舗数の推移]

(平成21年9月1日～平成21年11月30日)

	ローソン	ナチュラル ローソン	ローソンストア100 及びSHOP99	合計
平成21年8月31日現在の総店舗数	8,607	92	930	9,629
期中増減	37	1	27	65
平成21年11月30日現在の総店舗数	8,644	93	957	9,694

中華人民共和国上海市でチェーン展開しております持分法適用関連会社の上海華聯羅森有限公司の店舗数は平成21年9月30日現在、288店舗となり、平成21年6月30日現在に比べ4店舗減少しました。

また、生鮮CVS事業を展開している株式会社九九プラスにつきましては、お客さまの生活防衛意識に応え、価値ある商品をシングルプライスで提供することにより、業績は好調に推移しました。また、平成21年11月19日付で、当社を株式交換完全親会社とし株式会社九九プラスを株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結いたしました（平成22年3月1日効力発生予定）。今後、グループとしての更なる経営効率化と競争力強化を図り、両社一体となった事業戦略をより迅速に推進してまいります。

提携面につきましては、沖縄県でのCVS事業において、当社の100%子会社として株式会社ローソン沖縄を設立し、平成21年12月1日付で、同社の発行済株式の総数の51%を沖縄県最大の食品スーパーである株式会社サンエーに譲渡し、合弁事業として運営することとなりました。今後は同社を通じて、沖縄県におけるローソンチェーンの発展を図るとともに、地域のニーズに応えられるお店づくりを推進してまいります。

（その他の事業）

当社グループには、CVS事業以外にチケット販売事業及び金融サービス関連事業などがあります。

チケット販売事業を営む株式会社ローソンエンターメディアにつきましては、主力のコンサートやスポーツ関連のチケット販売の増加に伴い、業績は好調に推移しました。

金融サービス関連事業を営む株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスは、ローソン店舗などへのATMの設置台数及び取扱件数が伸張したことにより、業績は好調に推移しました。

（2）財政状態

資産は、前連結会計年度末に比べ58億1百万円増加し、4,419億7千3百万円となりました。これは主に、リース取引に関する会計基準の適用などにより有形固定資産が188億9千3百万円増加したことなどによるものです。

負債は、前連結会計年度末に比べ25億6百万円減少し、2,304億8千6百万円となりました。これは主に、長期リース債務が123億6千8百万円増加したものの、未払金が114億7百万円減少したことなどによるものです。

純資産は、前連結会計年度末に比べ83億7百万円増加し、2,114億8千6百万円となりました。これは主に、利益剰余金が68億8千9百万円増加したことによるものです。

（3）キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は、第2四半期連結会計期間末と比べ349億5百万円減少し、715億1千5百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、仕入債務の減少や法人税等の支払などにより、86億9千5百万円の支出となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出などにより、151億5千万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払などにより、110億5千9百万円の支出となりました。

（4）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

（5）研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において新設した店舗は次の通りであります。

提出会社 事業部門の名称：コンビニエンスストア事業

事業所名	所在地	設備の内容	帳簿価額（百万円）			
			建物及び構築物	車両運搬具及び工具器具備品	土地（面積千㎡）	合計
直営店 モリシア津田沼店 他2店	千葉県習志野市他	店舗	47	7	— (—)	55
加盟店 千代田三番町店 他116店	東京都千代田区他	〃	2,640	295	— (—)	2,936
合計	—	—	2,688	303	— (—)	2,991

国内子会社

(株)九九プラス 事業部門の名称：コンビニエンスストア事業

事業所名	所在地	設備の内容	帳簿価額（百万円）			
			建物及び構築物	車両運搬具及び工具器具備品	土地（面積千㎡）	合計
西蒲田四丁目店 他27店	東京都大田区他	店舗	349	99	— (—)	449

(注) 1. 当第3四半期連結会計期間中の、提出会社における

増加は、直営店3店、加盟店117店、計120店

減少は、直営店9店、加盟店73店、計82店

直営店から加盟店への変更は27店

加盟店から直営店への変更は28店

であります。

2. 提出会社の加盟店につきましては、提出会社所有の貸与資産についてのみ記載しております。

3. 当第3四半期連結会計期間中に新たに締結した、リース契約による主な賃借設備は次の通りであります。

会社名	設備の内容	リース期間	年間リース料	リース契約高
(株)ローソン	店舗用什器備品類一式	7年	341百万円	2,390百万円
(株)ローソン	店頭情報端末機器一式	7年	395百万円	2,769百万円
(株)九九プラス	店舗用什器備品類一式	5年	60百万円	300百万円

4. 上記異動に伴う重要な従業員数の異動はありません。

5. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	409,300,000
計	409,300,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数（株） （平成21年11月30日）	提出日現在発行数（株） （平成22年1月14日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	99,600,000	99,600,000	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数は 100株である。
計	99,600,000	99,600,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日（平成17年5月27日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成21年11月30日）
新株予約権の数（個）	1,006
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	100,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）	4,160
新株予約権の行使期間	平成19年10月12日～ 平成22年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 4,160 資本組入額 2,080
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社普通株式の東京証券取引所における株価が、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定めた価額の1.1倍以上の場合に限り当社に対して権利行使の申込を行うことができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

株主総会の特別決議日（平成17年5月27日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成21年11月30日）
新株予約権の数（個）	150
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	15,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	平成17年10月13日～ 平成37年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から5年間に限り新株予約権を行使できるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

取締役会の決議日（平成18年10月11日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成21年11月30日）
新株予約権の数（個）	213
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	21,300
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	平成18年10月27日～ 平成38年5月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1,590
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）

（注）当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める募集本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

取締役会の決議日（平成18年10月11日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成21年11月30日）
新株予約権の数（個）	800
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	80,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	4,053
新株予約権の行使期間	平成20年10月28日～ 平成23年10月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 4,053 資本組入額 2,336
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）が、行使価額の1.1倍（1円未満の端数は切上げとする）以上となる場合に限り募集新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）

（注）当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編成の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める募集本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

取締役会の決議日（平成19年8月21日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成21年11月30日）
新株予約権の数（個）	180
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	18,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	平成19年9月6日～ 平成39年8月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1,427
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）

（注）当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める募集本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

取締役会の決議日（平成19年8月21日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成21年11月30日）
新株予約権の数（個）	420
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	42,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,949
新株予約権の行使期間	平成21年9月7日～ 平成24年8月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,949 資本組入額 2,173
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）が、行使価額の1.1倍（1円未満の端数は切上げとする）以上となる場合に限り募集新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）

（注）当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編成の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める募集本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

取締役会の決議日（平成20年12月16日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成21年11月30日）
新株予約権の数（個）	264
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	26,400
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	平成21年1月17日～ 平成40年12月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1,739
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）

（注）当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める募集本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

取締役会の決議日（平成20年12月16日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成21年11月30日）
新株予約権の数（個）	360
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	36,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	5,174
新株予約権の行使期間	平成23年1月18日～ 平成25年12月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 5,174 資本組入額 2,878
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）が、行使価額の1.1倍（1円未満の端数は切上げとする）以上となる場合に限り募集新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）

（注）当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編成の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める募集本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成21年9月1日～ 平成21年11月30日	—	99,600	—	58,506	—	41,520

(5) 【大株主の状況】

エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社及びその他共同保有者1名から平成21年12月7日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成21年11月30日現在で6,871千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として実質所有株式数の確認ができません。

当該変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社	東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル	79	0.08
マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー	アメリカ合衆国02116、マサチューセッツ州、ボストン、ボイルストン・ストリート500	6,792	6.82
合計		6,871	6.90

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日（平成21年8月31日）現在の株主名簿に基づき記載しております。

①【発行済株式】

平成21年8月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 432,100	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 99,157,300	991,573	—
単元未満株式	普通株式 10,600	—	—
発行済株式の総数	99,600,000	—	—
総株主の議決権	—	991,573	—

(注) 1 「完全議決権株式（その他）」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、700株（議決権の数7個）含まれております。

2 「単元未満株式」欄には、自己株式が22株含まれております。

②【自己株式等】

平成21年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目11番2号	432,100	—	432,100	0.43
計	—	432,100	—	432,100	0.43

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高（円）	4,280	4,140	4,170	4,380	4,290	4,200	4,170	4,140	4,280
最低（円）	3,580	3,640	3,750	3,840	3,840	3,870	3,820	3,880	3,870

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の変動は、次のとおりであります。

(役職の変動)

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役 専務執行役員	CFO	取締役 専務執行役員	CFO兼マネジメントサービス ディレクター	矢作 祥之	平成21年9月1日

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年3月1日から平成21年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	75,099	82,486
加盟店貸勘定	15,456	21,376
有価証券	3,499	5,299
商品	5,090	5,292
未収入金	23,606	26,692
繰延税金資産	3,472	4,061
その他	9,316	9,692
貸倒引当金	△132	△140
流動資産合計	135,409	154,760
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	182,251	173,747
減価償却累計額	△85,807	△79,425
建物及び構築物（純額）	96,444	94,321
車両運搬具及び工具器具備品	58,458	61,920
減価償却累計額	△45,440	△48,462
車両運搬具及び工具器具備品（純額）	13,018	13,458
その他	25,835	7,219
減価償却累計額	△1,405	—
その他（純額）	24,429	7,219
有形固定資産合計	133,893	114,999
無形固定資産		
ソフトウェア	29,751	26,586
のれん	4,948	4,851
その他	479	464
無形固定資産合計	35,178	31,902
投資その他の資産		
長期貸付金	29,383	27,422
差入保証金	84,975	85,357
繰延税金資産	16,612	14,544
再評価に係る繰延税金資産	—	180
その他	8,828	9,410
貸倒引当金	△2,308	△2,406
投資その他の資産合計	137,491	134,509
固定資産合計	306,563	281,410
資産合計	441,973	436,171

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	81,436	77,215
加盟店借勘定	1,154	822
1年内返済予定の長期借入金	—	816
未払法人税等	6,710	9,455
預り金	57,584	58,844
賞与引当金	1,759	3,199
ポイント引当金	1,359	933
その他	21,535	30,517
流動負債合計	171,540	181,804
固定負債		
長期借入金	—	1,152
退職給付引当金	5,931	5,050
役員退職慰労引当金	227	201
長期預り保証金	39,366	42,440
その他	13,420	2,344
固定負債合計	58,946	51,188
負債合計	230,486	232,992
純資産の部		
株主資本		
資本金	58,506	58,506
資本剰余金	41,520	41,520
利益剰余金	106,199	99,310
自己株式	△1,713	△1,712
株主資本合計	204,513	197,624
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△76	△28
土地再評価差額金	△705	△969
為替換算調整勘定	55	59
評価・換算差額等合計	△726	△937
新株予約権	286	274
少数株主持分	7,412	6,217
純資産合計	211,486	203,178
負債純資産合計	441,973	436,171

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)
営業総収入	339,656
売上高	161,096
売上原価	119,744
売上総利益	41,352
営業収入	
加盟店からの収入	142,635
その他の営業収入	35,924
営業収入合計	178,559
営業総利益	219,911
販売費及び一般管理費	※ 175,910
営業利益	44,001
営業外収益	
受取利息	521
受取補償金	308
その他	369
営業外収益合計	1,199
営業外費用	
支払利息	228
リース解約損	1,079
その他	457
営業外費用合計	1,765
経常利益	43,435
特別利益	
固定資産売却益	27
持分変動利益	625
その他	2
特別利益合計	655
特別損失	
固定資産除却損	2,627
減損損失	2,394
その他	674
特別損失合計	5,696
税金等調整前四半期純利益	38,394
法人税、住民税及び事業税	15,484
法人税等調整額	△1,316
法人税等合計	14,167
少数株主利益	1,206
四半期純利益	23,020

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日)	
営業総収入	113,059
売上高	54,569
売上原価	40,555
売上総利益	14,014
営業収入	
加盟店からの収入	46,877
その他の営業収入	11,612
営業収入合計	58,489
営業総利益	72,504
販売費及び一般管理費	※1 58,639
営業利益	13,864
営業外収益	
受取利息	174
受取補償金	94
その他	136
営業外収益合計	405
営業外費用	
支払利息	100
リース解約損	284
その他	※2 220
営業外費用合計	605
経常利益	13,664
特別利益	
固定資産売却益	3
特別利益合計	3
特別損失	
固定資産除却損	826
減損損失	342
その他	37
特別損失合計	1,207
税金等調整前四半期純利益	12,460
法人税、住民税及び事業税	4,153
法人税等調整額	1,053
法人税等合計	5,206
少数株主利益	262
四半期純利益	6,992

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自 平成21年3月1日
至 平成21年11月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	38,394
減価償却費	19,021
退職給付引当金の増減額(△は減少)	880
受取利息	△521
支払利息	228
減損損失	2,394
固定資産除却損	1,535
その他の損益(△は益)	△650
売上債権の増減額(△は増加)	5,920
未収入金の増減額(△は増加)	3,087
仕入債務の増減額(△は減少)	4,553
未払金の増減額(△は減少)	△11,144
預り金の増減額(△は減少)	△1,259
預り保証金の増減額(△は減少)	△3,073
その他の資産・負債の増減額	△809
小計	58,555
利息の受取額	520
利息の支払額	△229
法人税等の支払額	△17,977
営業活動によるキャッシュ・フロー	40,868
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△6,080
定期預金の払戻による収入	1,500
有価証券の取得による支出	△2,799
有価証券の償還による収入	4,100
有形固定資産の取得による支出	△18,672
無形固定資産の取得による支出	△7,256
関係会社株式の取得による支出	△110
その他	△1,729
投資活動によるキャッシュ・フロー	△31,048
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△1,968
リース債務の返済による支出	△4,233
配当金の支払額	△15,866
その他	△217
財務活動によるキャッシュ・フロー	△22,286
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△12,466
現金及び現金同等物の期首残高	83,981
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 71,515

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年11月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>平成21年3月1日に連結子会社である(株)アイ・コンビニエンスは、連結子会社である(株)ローソン・チケットが存続会社として吸収合併し、平成21年7月20日付で株式会社ローソンエンターメディアに商号を変更いたしました。</p> <p>平成21年5月1日に連結子会社である(株)バリューローソンは、連結子会社である(株)九九プラスが存続会社として吸収合併し、連結子会社の数より除外しております。なお、合併までの損益計算書を連結しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 5社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用</p> <p>たな卸資産については、従来、主に売価還元法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主に売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。</p> <p>なお、この変更に伴う損益に与える影響はありません。</p> <p>(2) リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じる会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合と比べて、リース資産が有形固定資産に16,892百万円、リース債務が流動負債に2,747百万円、固定負債に12,368百万円計上されております。なお、損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>また、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年11月30日)
減価償却費の算定方法	定率法を採用している有形固定資産については、年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当社は、平成21年11月19日付でなされた取締役会決議に基づき、当社グループ全体の更なる経営効率化と競争力強化を目的として、同日付で当社を株式交換完全親会社とし、株式会社九九プラス（以下「九九プラス」）を株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結いたしました。

株式交換の概要は、以下のとおりであります。

(1) 株式交換の内容

当社を株式交換完全親会社とし、九九プラスを株式交換完全子会社とする株式交換です。

(2) 株式交換の効力発生日

平成22年3月1日（予定）

(3) 株式交換の方法

当社は、株式交換の効力発生日の前日における九九プラスの株主名簿に記載または記録された株主に対して、当該株主が所有する九九プラスの普通株式数の合計に32.5を乗じた数の当社普通株式を新株発行により割当て交付します。

会社名	ローソン (株式交換完全親会社)	九九プラス (株式交換完全子会社)
株式交換に係る 割当ての内容	1	32.5
株式交換により 発行する新株式数	普通株式：1,298,407株（予定）	

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年11月30日)	
※販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。	
広告宣伝費	6,592百万円
ポイント引当金繰入額	1,357百万円
従業員給料及び賞与	35,769百万円
賞与引当金繰入額	1,615百万円
地代家賃	52,006百万円
賃借料	10,144百万円
減価償却費	14,621百万円

当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日)	
※1販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。	
広告宣伝費	2,271百万円
ポイント引当金繰入額	8百万円
従業員給料及び賞与	10,903百万円
賞与引当金繰入額	1,522百万円
地代家賃	17,592百万円
賃借料	3,143百万円
減価償却費	5,274百万円
※2営業外費用の「その他」には、連結子会社が容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の適用範囲に関し、当第3四半期連結会計期間に同社が契約訂正申請を行った結果の再商品化委託料差額金171百万円が含まれております。	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年11月30日)	
※現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	75,099百万円
有価証券勘定	3,499百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△4,584百万円
預入期間が3ヶ月を超える債券等	△2,500百万円
現金及び現金同等物	71,515百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年11月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年3月1日至平成21年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 99,600千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 432千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストックオプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 286百万円

(注) 権利行使期間の初日が到来していない新株予約権の当第3四半期連結会計期間末残高は、9百万円です。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年5月26日 定時株主総会	普通株式	7,933	80	平成21年2月28日	平成21年5月27日	利益剰余金
平成21年10月8日 取締役会	普通株式	7,933	80	平成21年8月31日	平成21年11月10日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

著しい変動はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成21年9月1日至平成21年11月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年3月1日至平成21年11月30日)

当社グループの事業は、フランチャイズ・ストアを主としたコンビニエンスストア事業であり、同事業の営業総収入、営業利益の金額は全セグメントの営業総収入の合計額及び営業利益の合計額に占める割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成21年9月1日至平成21年11月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年3月1日至平成21年11月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自平成21年9月1日至平成21年11月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年3月1日至平成21年11月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(リース取引関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成21年9月1日至平成21年11月30日)

リース取引開始日が平成21年2月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高には前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年11月30日)

著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年11月30日)

当社グループは、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成21年9月1日至平成21年11月30日)

1. スtock・オプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
重要性がないため、記載を省略しております。
2. 当第3四半期連結会計期間に付与したStock・オプションの内容
該当事項はありません。
3. 当第3四半期連結会計期間におけるStock・オプションの条件変更
該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成21年9月1日至平成21年11月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年11月30日)		前連結会計年度末 (平成21年2月28日)	
1株当たり純資産額	2,054.96 円	1株当たり純資産額	1,983.36 円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第3四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	232.13 円	1株当たり四半期純利益金額	70.50 円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	231.94 円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	70.45 円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	23,020	6,992
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	23,020	6,992
普通株式の期中平均株式数(千株)	99,167	99,167
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	80	80
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	株主総会の特別決議日 平成16年5月28日 上記の新株予約権は、平成21年6月9日をもって権利行使期間満了により失効しております。	—

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間(自平成21年9月1日至平成21年11月30日)
該当事項はありません。

2【その他】

平成21年10月8日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- ① 中間配当金の総額 7,933,430,240円
- ② 1株当たり中間配当金 80円00銭
- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成21年11月10日

(注) 平成21年8月31日現在の株主名簿に記録された株主に対し、支払います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 1 月 7 日

株式会社ローソン

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 欽哉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森田 浩之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ローソンの平成21年3月1日から平成22年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年3月1日から平成21年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ローソン及び連結子会社の平成21年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。